

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年3月

(平成31年3月改定)

福 島 県

目次

はじめに	1
第1章 概要	1
1 目的	1
2 位置付け	1
3 対象とするPCB廃棄物等	1
4 対象地域	2
5 計画期間	2
6 性格及び意義	2
7 県及び中核市の役割	3
8 計画の見直し	3
第2章 県内のPCB廃棄物等の状況	3
1 PCB廃棄物の処分量及び保管状況	3
2 PCB使用製品の所有状況	4
3 今後の処分見込量	5
第3章 計画及び目標	6
1 高濃度PCB廃棄物	6
2 高濃度PCB使用製品	6
3 低濃度PCB廃棄物	7
4 低濃度PCB使用製品	8
5 行動計画	9
第4章 計画実現に向けた取組	10
1 保管事業者	10
2 所有事業者	10
3 県及び中核市（共通）	10
4 県及び中核市のそれぞれの重点的な取組	10
参考資料1 PCB特措法に基づく関係者の責務	12
参考資料2 PCB廃棄物処理の経緯	13
参考資料3 JESCOの処理事業の概要	15
参考資料4 JESCO北海道PCB廃棄物処理事業による広域処理の経緯	16

はじめに

我が国においては、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13（2001）年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が公布、施行され、同法に基づき、平成15（2003）年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定され、日本環境安全事業株式会社（現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）を活用したPCB廃棄物の広域処理事業が計画された。

当時、本県でも、東北地方にPCB廃棄物の処理施設を設置する見通しが立たなかったことから、JESCOが北海道室蘭市に計画していた処理施設での受け入れを要望し、「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」へ参加、JESCO北海道事業との調整を図った上で、平成18（2006）年3月、県内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画である「福島県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定、平成18年3月見直し）と整合させた「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）を策定した。

平成27（2015）年3月、国基本計画の変更に伴い、県処理計画の計画期間を平成39（2027）年3月31日までとすること等の改定を実施した。

平成29（2017）年11月、改正PCB特措法の施行に伴い、高濃度PCB廃棄物の処分期間の設定その他への対応等を目的に改定を実施した。

今回、平成30（2018）年4月、福島市の中核市移行に伴い、所要の改定を実施したものである。

第1章 概要

1 目的

県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図ることを目的とする。

2 位置付け

県処理計画は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国基本計画に即し、また、「福島県廃棄物処理計画（平成27（2015）年3月策定）」と調和を保って定めるものである。

3 対象とするPCB廃棄物等

県処理計画の対象は、PCB特措法第2条第1項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」と定義される「ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）」及びPCB特措法第2

条第3項において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」と定義される「ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）」とする。

なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第13条第1項に規定する対策地域内廃棄物に該当するものの取扱いについては、国と調整を行うものとする。

対象とするPCB廃棄物等の分類は、図1-1のとおりである。

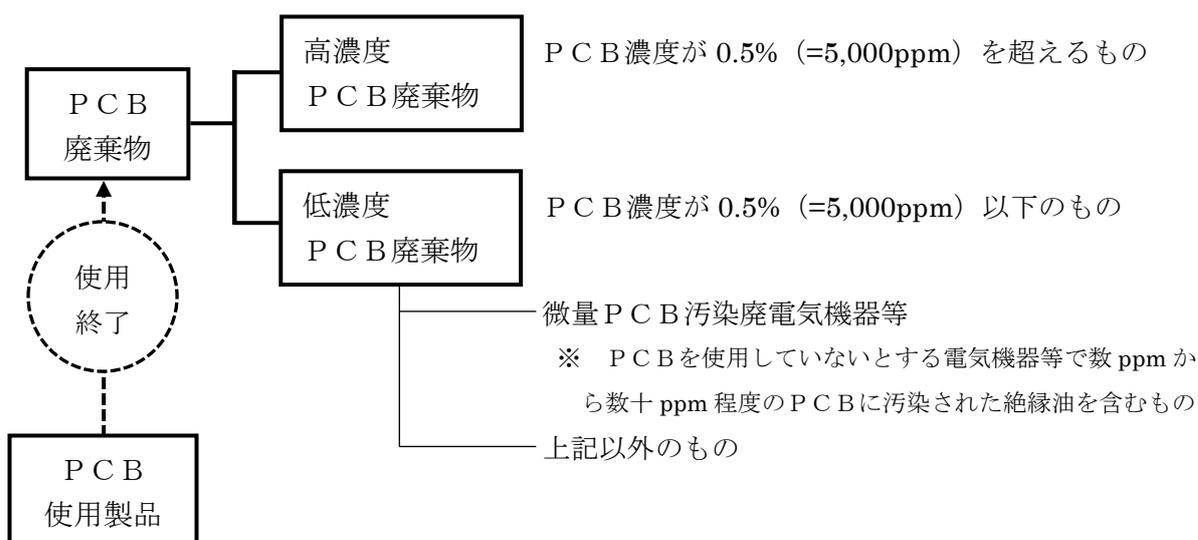


図1-1 PCB廃棄物等の分類分け

4 対象地域

対象地域は、県内の中核市（福島市、郡山市及びいわき市。以下同じ。）を含めた県内全域とする。

5 計画期間

PCB特措法第14条の規定に基づく処分の期間である平成39年（2027）年3月31日までを計画期間とする。

6 性格及び意義

県内のPCB廃棄物を計画期間内に確実に処分していくためには、保管事業者、所有事業者、収集運搬事業者、県、市町村など、多くの関係者がPCB廃棄物の処理の必要性や方策について十分に理解し、効果的かつ効率的にそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

県処理計画は、PCB特措法の趣旨に基づき、県内におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本方針としての性格を有し、PCB廃棄物処理事業に関係する事業者や機関が、本計画の遂行に協力していくことが求められる。

7 県及び中核市の役割

県は、P C B 特措法第 5 条で規定される責務に基づき、中核市の計画を含めた県内全域の県処理計画の作成を行う。県及び中核市は、管内の P C B 廃棄物の処理（P C B 使用製品の廃棄を含む。）を推進するため、相互に協力する。

8 計画の見直し

(1) 平成 27（2015）年 3 月の改定

県処理計画は、平成 18（2006）年 3 月の策定時には、当時の J E S C O 北海道 P C B 廃棄物処理事業の完了予定である平成 27（2015）年 3 月までを計画期間としていた。その後、国基本計画の変更に伴い、J E S C O 北海道 P C B 廃棄物処理事業期間が延長されたこと、また、低濃度 P C B 廃棄物を処理する必要も生じたため、計画期間を平成 39 年（2027）年 3 月 31 日までとする改定を行った。

(2) 平成 29（2017）年 11 月の改定

平成 28（2016）年度の P C B 特措法及び国基本計画の改正等により、P C B 廃棄物等に関する高濃度・低濃度、廃棄物・使用製品ごとの対応や保管事業者・所有事業者ごとの責務等が整理されるとともに、高濃度 P C B 廃棄物の処分期間が J E S C O の計画的処理完了期限の 1 年前の日までとされた。また、その処理促進のために都道府県等の指導権限も強化されたことを受けて所要の改定を行った。

(3) 今回の改定

平成 30（2018）年 4 月、福島市の中核市移行に伴い、所要の改定を行うものである。

(4) 今後の改定

今回の改定後も、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を進めるため、必要に応じた改定を行う。

第 2 章 県内の P C B 廃棄物等の状況

1 P C B 廃棄物の処分量及び保管状況

P C B 特措法に基づく保管事業者からの届出により確認している平成 30（2018）年 3 月 31 日現在の P C B 廃棄物の処分量（累計）は表 2 - 1、保管状況は表 2 - 2 のとおりである。

表 2-1 PCB廃棄物の処分量

(平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在。単位：台)

種類	福島県 (中核市を除く。)	福島市	郡山市	いわき市	県計
トランス類	563	324	918	312	2,117
コンデンサ類	2,586	5,473	4,110	671	12,840
安定器	22,605	19,161	22,818	4,659	69,243
その他の機器等	750	165	212	586	1,713
合計	26,504	25,123	28,058	6,228	85,913

(注) 本表に掲載するもののほか、PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物の合計約725tを処分済である。

表 2-2 PCB廃棄物の保管状況

(平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)		福島市		郡山市		いわき市		県計	
		事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)
高濃度	トランス類	8	25	0	0	3	46	4	5	15	76
	コンデンサ類	165	2,153	27	920	43	563	44	145	279	3,781
	安定器	86	11,675	34	9,855	31	3,971	32	1,507	183	27,008
	その他の機器等	5	134	0	0	1	27	4	12	10	173
低濃度	トランス類	189	465	72	174	48	168	55	198	364	1,005
	コンデンサ類	92	411	40	118	19	33	21	66	172	628
	その他の機器等	43	405	10	44	7	11	14	103	74	563
合計		588	15,268	183	11,111	152	4,819	174	2,036	1,097	33,234

(注) 合計の事業場数はのべ数。

(注) 本表に掲載するもののほか、PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物の合計約2,200tを保管している。

2 PCB使用製品の所有状況

PCB特措法に基づく保管事業者からの届出により確認している平成30(2018)年3月31日現在の使用中のPCB使用製品の所有状況は、表2-3のとおりである。

表 2-3 PCB使用製品の所有状況

(平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)		福島市		郡山市		いわき市		福島県計	
		事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)	事業 場数	数量 (台)
高濃度	トランス類	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	コンデンサ類	6	9	1	3	0	0	2	2	9	14
	安定器	20	254	8	1,642	1	53	5	106	34	2,055
	その他の機器等	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
低濃度	トランス類	112	233	25	48	25	54	17	70	179	405
	コンデンサ類	5	5	0	0	2	2	5	12	12	19
	その他の機器等	11	47	4	5	1	1	10	49	26	102
合 計		155	549	38	1,698	29	110	40	240	262	2,597

(注) 合計の事業場数はのべ数。

3 今後の処分見込量

PCB廃棄物の今後の処分見込量は、PCB廃棄物の保管状況(表2-2)とPCB使用製品の保有状況(表2-3)の合計となり、表2-4のとおりとなる。

なお、PCB廃棄物を保管しているにもかかわらず、PCB特措法に基づく届出をしていない事業者(以下「未届出事業者」という。)の存在により、今後、処分見込量の増加が見込まれるため、掘り起こし調査や立入調査を通して実態を把握し、計画の進行管理の中で随時修正していくものとする。

表 2-4 PCB廃棄物の処分見込量

(平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在。単位:台)

区分	種類	福島県 (中核市を除く。)	福島市	郡山市	いわき市	県計
高濃度	トランス類	25	0	46	6	77
	コンデンサ類	2,162	923	563	147	3,795
	安定器	11,929	11,497	4,024	1,613	29,063
	その他の機器等	135	0	27	12	174
低濃度	トランス類	698	222	222	268	1,410
	コンデンサ類	416	118	35	78	647
	その他の機器等	452	49	12	152	665
合 計		15,817	12,809	4,929	2,276	35,831

(注) 本表に掲載するもののほか、PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他のPCB汚染物の合計約2,200tについても処分する必要がある。

第3章 計画及び目標

県内のPCB廃棄物等については、以下の処理体制により、以下の期間内に、確実に適正に処理するものとする。

1 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物の処分期間（注1）等は、表3-1のとおりとなっている。

保管事業者は、委託により、処分期間内にJESCO北海道PCB処理事業所で処分する。

県及び中核市は、保管事業者に処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に高濃度PCB廃棄物の処理を完了させる。

表3-1 高濃度PCB廃棄物の処分期間等

種類	処分期間	計画的処理完了期限（注2）
トランス（変圧器）類 コンデンサ類	平成34年（2022）年 3月31日まで	平成35年（2023）年 3月31日
安定器及び汚染物等	平成35年（2023）年 3月31日まで	平成36年（2024）年 3月31日

（注1） PCB特措法第10条及び施行令第6条により、保管事業者がPCB廃棄物を処分しなければならないと規定される期間。

（注2） JESCO各PCB処理施設においてPCB廃棄物の処理を完了する期限であり、国基本計画によって各処理施設ごとに定められる。

2 高濃度PCB使用製品

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、高濃度PCB廃棄物の処分期間までに使用をやめ、高濃度PCB廃棄物として処分する。

県及び中核市は、所有事業者の使用を中止させ、処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に高濃度PCB使用製品の処理を完了させる。

※ 現時点で、処分期間内に処分対象となる高濃度PCB廃棄物（高濃度PCB使用製品の使用を終了するものを含む。）は、表3-2のとおりとなる。

表 3-2 処分対象となる高濃度 PCB 廃棄物（所管機関別内訳）

○トランス・コンデンサ類（処分期間：平成 34（2022）年 3 月 31 日まで）
（平成 30（2018）年 3 月 31 日現在）

所管	台数
県	2,187
（内訳） 県北地方振興局	100
県中地方振興局	57
県南地方振興局	55
会津地方振興局	1,600
南会津地方振興局	30
相双地方振興局	345
福島市	923
郡山市	609
いわき市	153
計	3,872

○安定器・その他の機器等（処分期間：平成 35（2023）年 3 月 31 日まで）
（平成 30（2018）年 3 月 31 日現在）

所管	台数
県	12,064
（内訳） 県北地方振興局	1,767
県中地方振興局	1,845
県南地方振興局	933
会津地方振興局	2,964
南会津地方振興局	694
相双地方振興局	3,861
福島市	11,497
郡山市	4,051
いわき市	1,625
計	29,237

3 低濃度 PCB 廃棄物

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、表 3-3 のとおりとなっている。

保管事業者は、自ら又は他人に委託し、処分期間内に廃棄物処理法に基づく無害化

処理認定施設等（平成 30（2018）年 12 月時点で全国に 40 施設）で処分する。

県及び中核市は、保管事業者に処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に低濃度 PCB 廃棄物の処理を完了させる。

表 3-3 低濃度 PCB 廃棄物の処分期間

種類	処分期間
PCB 廃棄物 (高濃度 PCB 廃棄物を除く。)	平成 39 年 (2027 年) 3 月 31 日まで

4 低濃度 PCB 使用製品

低濃度 PCB 使用製品の所有事業者は、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間までに使用をやめ、低濃度 PCB 廃棄物として処分する。

県及び中核市は、所有事業者の使用を中止させ、処分を促すため必要な指導を行い、処分期間内に低濃度 PCB 使用製品の処理を完了させる。

※ 現時点で、処分期間内に処分対象となる低濃度 PCB 廃棄物（低濃度 PCB 使用製品が使用を終了するものを含む。）は、表 3-4 のとおりとなる。

表 3-4 処分対象となる低濃度 PCB 廃棄物（所管機関別内訳）

○低濃度 PCB 廃棄物（処分期間：平成 39（2027）年 3 月 31 日まで）

（平成 30（2018）年 3 月 31 日現在）

所管	台数
県	1,566
(内訳) 県北地方振興局	152
県中地方振興局	151
県南地方振興局	180
会津地方振興局	489
南会津地方振興局	205
相双地方振興局	389
福島市	389
郡山市	269
いわき市	498
計	2,722

(注) トランス類、コンデンサ類、その他の機器の合計数

5 行動計画

本県における、PCB廃棄物の処理を推進するための計画を整理すると表3-5のとおりとなる。

表3-5 行動計画

年度 種類	2017 (H29)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2026 (H38)	備考 (処分業者)
高濃度PCB廃棄物 (トランス・コンデンサ等)	【保管事業者】 確定処分					JESCO 北海道 事業所
	【所有事業者】 製品使用の終了					
	【県及び中核市】 処理推進のための指導		改善 命令等			
高濃度PCB廃棄物 (安定器等)	【保管事業者】 確定処分					JESCO 北海道 事業所
	【所有事業者】 製品使用の終了					
	【県及び中核市】 処理推進のための指導		改善 命令等			
低濃度PCB廃棄物	【保管事業者】 確定処分					無害化処理 認定施設等
	【所有事業者】 製品使用の終了					
	【県及び中核市】 処理推進のための指導					

第4章 計画実現に向けた取組

計画の実現に向けて、関係者は次のとおり取り組むものとする。

1 保管事業者

- PCB廃棄物の適切な保管
- PCB特措法に基づく保管・処分に関する届出
- PCB廃棄物の期間内処分
- 県及び中核市による調査や指導に対する協力 など

2 所有事業者

- PCB使用製品の速やかな使用終了
- PCB廃棄物の適切な保管
- PCB特措法に基づく保管・処分に関する届出
- PCB廃棄物の期間内処分
- 県及び中核市による調査や指導に対する協力 など

3 県及び中核市（共通）

- PCB廃棄物の保管・処分実態の把握・公表
- PCB廃棄物の保管事業者等への早期処分の指導
- PCB廃棄物の未届出事業者、PCB使用機器保有者の網羅的な把握
- 未処理事業者の把握、未処理事業者に対する処分の時期の確認、及び期間内処分に向けた指導
- 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者との調整、指導
- 国のガイドライン、北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領、JESCOが策定する受入計画などを踏まえた指導監督
- 所管する地域内のPCB廃棄物の処理の進捗管理
- JESCO北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（※）への参画
※ 北海道及び本県を含むJESCO北海道事業対象地域1都1道18県が、北海道事業における安全の確保及び運搬に係る調整等を図るための協議会
- PCB廃棄物処理に関する普及啓発及び周知
- PCB廃棄物処理推進のための各種施策に関する国等への要望
- 北海道PCB処理事業所の調査や室蘭環境研修への参加等、処理施設の立地自治体との交流
- 自らが保管する廃棄物の速やかな処理 など

4 県及び中核市のそれぞれの重点的な取組

（1）県

- 専任職員（PCB廃棄物適正処理促進員）による対象事業所等の立入調査、早期処理指導等の継続的な働きかけ
- 掘り起こし調査等によるPCB廃棄物の保管、PCB使用製品の使用等の状況把握

- 低濃度PCB廃棄物の処理推進の方策などPCB廃棄物の期間内処理を確実に進めるための効果的な方策の検討
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金（※）の造成への協力
 - ※ PCB廃棄物の処理促進を目的に、独立行政法人環境再生保全機構に設けられ、中小企業及び個人による高濃度PCB廃棄物の処理経費の負担軽減に活用されている。平成 13（2001）年度から平成 30（2018）年度にかけて、民間、国及び都道府県で基金を造成した。

（2）福島市

- 掘り起こし調査によるPCB廃棄物及びPCB使用製品の保管又は所有状況の把握
- 対象事業所への立入調査及び早期処理の指導
- 市保有のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理

（3）郡山市

- PCB保管事業者への立入調査及び早期処理の指導
- 市内自家用電気工作物設置事業者へのPCB廃棄物及びPCB使用製品の掘り起こし調査
- 市保有のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理

（4）いわき市

- 掘り起こし調査等の実施と未届のPCB廃棄物保管事業者への指導
- 高濃度及び低濃度PCB廃棄物の早期処理完結
- 市保有のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理

参考資料１　ＰＣＢ特措法に基づく関係者の責務

1 事業者

- 保管事業者は、そのＰＣＢ廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない。（ＰＣＢ特措法第３条、第１４条）
- 所有事業者は、処分期間内にＰＣＢ使用製品を廃棄しなければならない。（第３条、第１８条）
- 保管事業者及びＰＣＢ廃棄物の処分をするものは、毎年度６月３０日までに、そのＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況に関し、都道府県知事等に届け出なければならない。（第８条、第１５条）
- 保管事業者は、高濃度ＰＣＢ廃棄物について、届出保管の場所を、特定の場合を除き、変更してはならない。（第８条）
- 保管事業者は、ＰＣＢ廃棄物の種類及び区域ごとに処分期間内にＰＣＢ廃棄物を処分しなければならない。（第１０条、第１４条）
- 何人も、特定の場合を除き、ＰＣＢ廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。（第１７条）
- 義務づけられている項目や行政指導等に違反した場合は、禁固刑や罰金となる。（第３３条～第３６条）

2 国

- 国は、ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の処理に関して、処理を推進するための体制等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第５条）
- 政府は、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画を定めなければならない。（第６条）

3 都道府県等

- 都道府県等は、ＰＣＢ廃棄物の状況を把握し、确实かつ適正な処理が行われるように必要な措置を行うよう努めなければならない。（第５条）
- 都道府県等は、毎年度、届出された保管及び処分の状況について情報を公表する。（第９条、第１５条）
- 都道府県等は、保管事業者に対して、ＰＣＢ廃棄物の処理の実施を確保するために、指導、助言及び改善命令を行うことができる。（第１１条、第１２条、第１５条）
- 都道府県等は、高濃度ＰＣＢ廃棄物の确实かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、法の定めに該当する場合、代執行を行うことができる。（第１３条）
- 都道府県等は、保管事業者又は高濃度ＰＣＢ廃棄物の疑いがある物を保管する事業者に対し、報告を求めること及び立入検査を行うことができる。（第２４条、第２５条）

参考資料２ PCB廃棄物処理の経緯

(「環境省ホームページ」より一部抜粋)

1 カネミ油症事件の発生

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていない。

2 POPs 条約の発効

世界的にも、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏など）への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）が平成16年5月に発効した。

この条約ではPCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めており、我が国は平成14年8月にこの条約を締結している。

3 JESCOによる処理体制の整備

既に製造されたPCBの処理に向けて、民間主導によるPCB処理施設設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ30年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いた。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）が公布され、同年7月15日から施行された。

法律の施行により、国が中心となって日本環境安全事業株式会社（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO）を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成16年の北九州事業の操業をはじめ、全国5箇所処理施設が整備された。

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられている。この期間は、法律の施行時には平成28年7月までと規定されていたが、法律の施行後に微量のPCBに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、JESCOにおける処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成24年12月に政令が改正され、処理期間は平成39年3月末までとされた。

平成26年6月には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（計画上の当初の処理期限は全国一律で平成28年3月末）が変更され、JESCOの5つのPCB処理事業所ごとに計画的処理完了期限等が定められ、最長でも平成37年度までに高濃度PCB廃棄物の処理を完了することになった。

5 PCB特別措置法の改正

JESCOの事業所ごとの計画的処理完了期限は、地元との約束で、最短で平成30年度末。しかし、処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況であったことから、平成28年度にPCB特別措置法を改正した。

時系列

2016（平成28年） 7月	PCB廃棄物処理基本計画の変更
2016（平成28年） 5月	PCB廃棄物特別措置法の改正（平成28年5月2日公布、8月1日施行）
2014（平成26年） 6月	PCB廃棄物処理基本計画変更
2014（平成26年） 5月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、基本計画変更（案）了承
2013（平成25年） 10月～11月	JESCO処理施設の関係自治体に対し、PCB廃棄物処理基本計画の変更に関する検討要請
2012（平成24年） 12月	PCB特別措置法の政令で定める期間を平成39年3月31日まで延長
2012（平成24年） 8月	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」取りまとめ
2011（平成23年）	PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 ※ PCB特別措置法の施行後10年を経過したことを踏まえ、廃棄物の処理の現状を把握した上で、今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するために開催
2004（平成16年）	日本環境安全事業株式会社（現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO））の発足（環境事業団から引継ぎ）
2001（平成13年）	<ul style="list-style-type: none"> PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定 環境事業団法の改正（公害防止施設の建設譲渡事業等を行っていた同事業団の業務としてPCB処理事業を追加）
1973（昭和48年）	(財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始
1972（昭和47年）	行政指導（通産省）により製造中止、回収等の指示
1968（昭和43年）	カネミ油症事件発生（PCBを原因とする食中毒事件）
1954（昭和29年）	PCBの国内製造開始（鐘淵化学工業、三菱モンサント化成）

参考資料3 J E S C Oの処理事業の概要

(「J E S C Oホームページ」より一部抜粋)

当社では、平成16年12月から操業を開始している北九州事業をはじめ、全国5ヵ所においてP C B廃棄物の処理施設を設置し、処理を推進しています。

平成26年6月には、P C B廃棄物の処理完遂に向けて、国の定めるP C B廃棄物処理基本計画が変更され、当社のP C B廃棄物処理事業基本計画もこれに従った変更を行いました。

変更の主な内容として、トランス類・コンデンサ類の一部については、従来の処理対象区域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行う体制としました。

安定器等・汚染物については、北九州事業所及び北海道事業所の2ヶ所の施設を活用し、全国の処理を行う体制としました。

また、保管されている方々が当社に処理委託を行う期限として計画的処理完了期限を設けるとともに、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案して事業終了準備期間を設けました。

平成28年8月に施行されたP C B廃棄物特別措置法の改正により、P C B廃棄物を保管されている方々及びP C B使用製品を所有されている方々は、原則、計画的処理完了期限の一年前までに当社と処理委託契約を締結することが必要となりました。

トランス類・コンデンサ類等の処理体制

処理対象区域	操業開始	処理能力(※)	P C B分解処理方式
北九州	平成16年12月	1.5 t/日	脱塩素化分解方式
大阪	平成18年10月	2.0 t/日	脱塩素化分解方式
豊田	平成17年9月	1.6 t/日	脱塩素化分解方式
東京	平成17年11月	2.0 t/日	水熱酸化分解方式
北海道	平成20年5月	1.8 t/日	脱塩素化分解方式

※処理能力はP C B分解量

安定器等・汚染物の処理体制

処理対象区域	操業開始	処理能力(※)	P C B分解処理方式
北九州	平成21年7月	10.4 t/日	熔融分解方式
北海道	平成25年9月	12.2 t/日	熔融分解方式

※処理能力は安定器等・汚染物量

参考資料4 J E S C O 北海道 P C B 廃棄物処理事業による広域処理の経緯

(第26回北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会(平成25年6月10日)資料より抜粋)

平成13年6月 PCB特措法公布(施行:7月15日)

平成14年4月 「北海道PCB廃棄物に関する適正処理方針」決定(北海道)

5月 室蘭市が北海道に対し誘致要望書を提出

地球環境汚染防止への国際的な取組みへの貢献等を理由に、道内に保管されているPCB廃棄物の処理施設の受入を表明

6月 道知事から環境大臣に対し、「道内における立地」を要請

6月～9月 住民説明会、関係団体への説明会の開催(計20回)

平成15年2月 「北海道PCB廃棄物処理事業計画」環境大臣認可

道内に保管されているPCB廃棄物の処理施設の立地場所が室蘭市に正式決定

環境省から北海道及び室蘭市に対し、東北、北関東、甲信越、北陸の15県に保管されているPCB廃棄物の受入について要請

住民説明会、関係団体への説明会の開催(計21回(平成16年3月まで))

平成16年1月 15県から県内処理が困難な状況であることを理由として、北海道知事あて文書により受入を要請

15県を代表し3知事(宮城県、新潟県、富山県)が北海道知事に直接、受入要請

宮城県知事が室蘭市を訪問し、受入を要請

3月 北海道の地域特性を考慮した安全性の確保等を条件に拡大要請の受け入れを決定

環境大臣から、道・市が提示した条件に対し、承諾する旨の回答

4月 15県から、道が提示した条件に対し、承諾する旨の回答

受入条件(北海道知事→各県知事(H16.3.30 循環10772))

1 各県は北海道や室蘭市と連携して、室蘭市においてPCB廃棄物の無害化に向けた共同処理を実施するという基本的な認識のもと、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理の推進に向け調整を行う場として広域協議会の設置及び運営に協力すること。

2 北海道事業において各県が担うべき役割と責任を明確にし、明文化すること。

3 各県は保管事業者に対し、北海道事業における計画的かつ適正な処理に向けた指導監督を行うこと。

4 各県は保管事業者及び収集運搬事業者に対し、国の策定する収集運搬ガイドラインの遵守及び北海道が今後、策定する収集運搬実施要領に沿って、安全かつ効率的な収集運搬が実施されるよう指導監

督を行うこと。

5 各県における環境産業などを活用し、広域的な連携によるリサイクルの推進について情報交換等の取り組みを行うこと。

7月 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会の設立

11月 北海道PCB廃棄物処理事業に係る境域協議会（第2回）開催

北海道及び15県の役割の責務の明文化

「北海道PCB廃棄物処理事業の推進に向けた北海道及び15県の取り組みについて」

平成20年5月 当初施設本格操業開始

7月 北海道外物の初受入